

追加的信用供与事業の補助金の算定方法は？

追加的信用供与事業は、プロジェクト融資主体型補助事業に係る融資の円滑化を図ることを目的としています。このため、次に掲げる要件を満たす機関保証制度を確立する農業信用基金協会を対象として、地域協議会から助成金を交付し、基金協会の財務基盤の強化を図ります。

<機関保証制度に関する要件>

- 1 原則として、融資対象物件以外の担保及び同一経営内の保証人以外の保証人無しで、適切な融資計画を策定した担い手に対して、確実に機関保証を行う制度を確立するものであること。
- 2 被保証者毎の保証の上限額が、次の水準に設定されるものであること。
 - a 認定農業者に貸し付けられるもの
 - ・ 個人…3,600万円
 - ・ 法人…7,200万円
 - b 認定農業者以外の者に貸し付けられるもの
 - ・ 個人…3,000万円
 - ・ 法人…6,000万円(任意団体も同じ)
- 3 基金協会と融資機関との間において締結する債務保証契約において、毎年度、基金協会の負担に係る求償権償却額の10%に相当する金額を融資機関が基金協会に拠出することについて定めるものであること。

<国庫補助金の算定>

追加的信用供与事業に係る国庫補助金については、予算額の範囲内において、次の計算式により求められる額を上限として、補助金が交付されます。

[計算式]

$$\text{補助金上限額} = \text{地区毎の保証対象融資額} \times \frac{2(\text{※2})}{15(\text{※1})}$$

※1:各都道府県基金協会における農業近代化資金の平均的な保証倍率

※2:貸倒等の事故発生を想定した安全率

**※ 追加的信用供与事業に係る助成は、担い手に対して行われるものではありません。
また、担い手が保証を受けるためには、別途保証料が必要になりますのでご留意下さい。**

補助金交付額の算定例

< A地区の成果目標 >

A地区 地域構造改革プロジェクト整備計画

成果目標項目		現 状	目標年度	増 減	増加率	目標ポ ^レ イント
担い手の育成・確保	認定農業者数	25経営体	30経営体	5	20%	1点
	集落営農組織数	3組織	3組織	0	0%	0点
	経営の法人化	0組織	1組織	1	—	1点
	経営改善計画の目標達成者	20%	28%	8%	—	1点
担い手への農地の利用集積	利用集積面積	50ha	60ha	10ha	—	1点
	利用集積率	33.3%	40%	6.7%	—	

※ 地区内農用地面積：150ha

地区ポイント 1+1+1+1=4点

< 担い手の整備内容及び経営改善目標等 >

◆認定農業者Nさん

[整備内容] トラクター、コンバイン

[事業費] 2,000万円（内訳：農業近代化資金1,500万円、銀行借入100万円、自己負担400万円）

[融資率] $(1,500万円 + 100万円) \div 2,000万円 = 80\%$

[追加的信用供与の活用] 農業近代化資金1,500万円

[経営改善目標]

経営体ポイント
2+1=3点

目標項目	経営改善の内容	目標ポ ^レ イント
経営規模の拡大	現状 10ha → 目標 20ha	2点
経営の法人化	法人設立予定：平成20年12月	1点

◆農業生産法人S農産

[整備内容] 農産物直売所

[事業費] 3,600万円（内訳：スーパーL資金1,800万円、銀行借入400万円、自己負担1,400万円）

[融資率] $(1,800万円 + 400万円) \div 3,600万円 = 61.1\%$

[追加的信用供与の活用] なし

[経営改善目標]

経営体ポイント
1点

目標項目	経営改善の内容	目標ポ ^レ イント
経営の多角化	現状 なし → 目標 直売（売上3千万円）	1点

< 補助金交付額の計算 >

1 プロジェクト融資主体型補助事業

・認定農業者Nさん

融資率 80%、目標ポイント7点（地区4点+経営体3点）→ 助成限度率：20%

助成額 = 2,000万円 × 20% = 400万円・・・①

・農業生産法人S農産

融資率 61.1%、目標ポイント5点（地区4点+経営体1点）→ 助成限度率：25%

助成額 = 3,600万円 × 25% = 900万円・・・②

[補助金交付額（①+②）]

400万円 + 900万円 = 1,300万円

2 追加的信用供与事業

保証対象融資額 → 農業近代化資金1,500万円

[補助金交付額]

1,500万円 × 2/15 = 200万円

整備計画の点数の算定方法は？

整備計画の採択は、全国段階において成果目標の目標値に応じた点数の高い順から行います。

一般型

採択順位を付けるための点数です。(補助金算定の点数ではありません。)

成果目標	目標値	点数			
1 担い手の育成・確保 (1) 認定農業者数	認定農業者数の増加率について ・75%以上 ・50%以上75%未満 ・25%以上50%未満 ・0%超25%未満又は皆増	4点 3点 2点 1点			
	認定農業者の地区内農家に占める割合の現状値に係る加算について 現状の認定農業者の地区内農家(販売農家)に占める割合が全国平均(北海道にあっては北海道平均、北海道以外にあっては、都府県平均とする)以上の場合は、4点加算(北海道の平均値は63.2%、都府県の平均値は11.2%)	4点			
	(2) 集落営農組織数	集落営農組織の増加数について ・4組織以上増加 ・3組織増加 ・2組織増加 ・1組織増加	4点 3点 2点 1点		
		(3) 経営の法人化	農業生産法人の増加数について ・4法人以上増加 ・3法人増加 ・2法人増加 ・1法人増加	4点 3点 2点 1点	
			(4) 経営改善計画の目標達成者	認定農業者のうち目標年度における経営改善計画の達成者割合ポイントについて(経営改善計画の達成者が増加すること) ・75%以上 ・50%以上75%未満 ・25%以上50%未満 ・0%超25%未満又は皆増	4点 3点 2点 1点
				「農の雇用事業」を実施する農業法人等による雇用人数の増加に係る加算について(雇用就農者向けの研修・宿泊施設の整備に取り組む場合に加算) ・16人以上 ・11人以上15人以下 ・6人以上10人以下 ・1人以上5人以下	4点 3点 2点 1点
	2 担い手への農地の利用集積	農地利用集積率の増加ポイントについて ・17.5ポイント以上 ・15ポイント以上17.5ポイント未満 ・12.5ポイント以上15ポイント未満 ・10ポイント以上12.5ポイント未満 ・7.5ポイント以上10ポイント未満 ・5ポイント以上7.5ポイント未満 ・2.5ポイント以上5ポイント未満 ・0ポイント超2.5ポイント未満	16点 14点 12点 10点 8点 6点 4点 2点		
		農地利用集積率の現状値に係る加算について 現状の農地利用集積率が全国平均(北海道にあっては北海道平均、北海道以外にあっては都府県平均とする)以上の場合は、4点加算(北海道の平均値は84.8%、都府県の平均値は31.8%)	4点		
		農地情報共有化の取組に係る加算について 農地情報共有化支援事業により、所有者、耕作者、地番、面積、地目及び作付け状況等の農地に関する情報との結合等に取り組む地区にあっては、4点加算	4点		

面的集積型

成果目標	目標値	点数
1 担い手への農地の面的集積	担い手への面的集積率について	10点 9点 8点 7点 6点 5点 4点 3点 2点 1点
	担い手への面的集積率の増加ポイントについて	10点 9点 8点 7点 6点 5点 4点 3点 2点 1点
	農地情報共有化の取組に係る加算について 農地情報共有化支援事業により、所有者、耕作者、地番、面積、地目及び作付け状況等の農地に関する情報との結合等に取り組む地区にあつては、4点加算	4点
	「農の雇用事業」を実施する農業法人等による雇用人数の増加に係る加算について(雇用就農者向けの研修・宿泊施設の整備に取り組む場合に加算)	4点 3点 2点 1点

地域雇用促進型

成果目標	目標値	点数
雇用の創出	雇用の増加数について（点数に上限なし） 延べ240人・日増加につき なお、常時雇用者1人は240人・日に置き換えることができる （240人・日に満たない部分は切り捨て）	1点
	助成対象者1経営体当たりの平均雇用増加数について （点数に上限なし） 延べ240人・日増加につき なお、常時雇用者1人は240人・日に置き換えることができる （240人・日に満たない部分は切り捨て）	1点

整備計画の点数の算定例（一般型）

〔 B県C地区の成果目標 〕

成果目標項目		現状	目標年度	増減	増加率	点数
担い手の育成・確保	認定農業者数	20経営体	30経営体	10	50%	3点
	集落営農組織数	2組織	2組織	0	—	0点
	経営の法人化	0組織	1組織	1	—	1点
	経営改善計画の 目標達成者	5%	45%	40%	—	2点
担い手への農地の利用集積	利用集積面積	70ha	90ha	20ha	—	12点
	利用集積率	46.7%	60%	13.3ポイント		

C地区の整備計画では、

- ①認定農業者数の増加率：**50%（3点）**
- ②集落営農組織数の増加：**0組織（0点）**
- ③農業生産法人の増加数：**1法人（1点）**
- ④経営改善計画の達成者割合の増加ポイント：**40ポイント（2点）**
- ⑤担い手への農地の利用集積率の増加ポイント：**13.3ポイント（12点）**
- ⑥農地利用集積率の現状値：**46.7%（都府県平均以上）4点加算**

により、**合計で22点**となります。

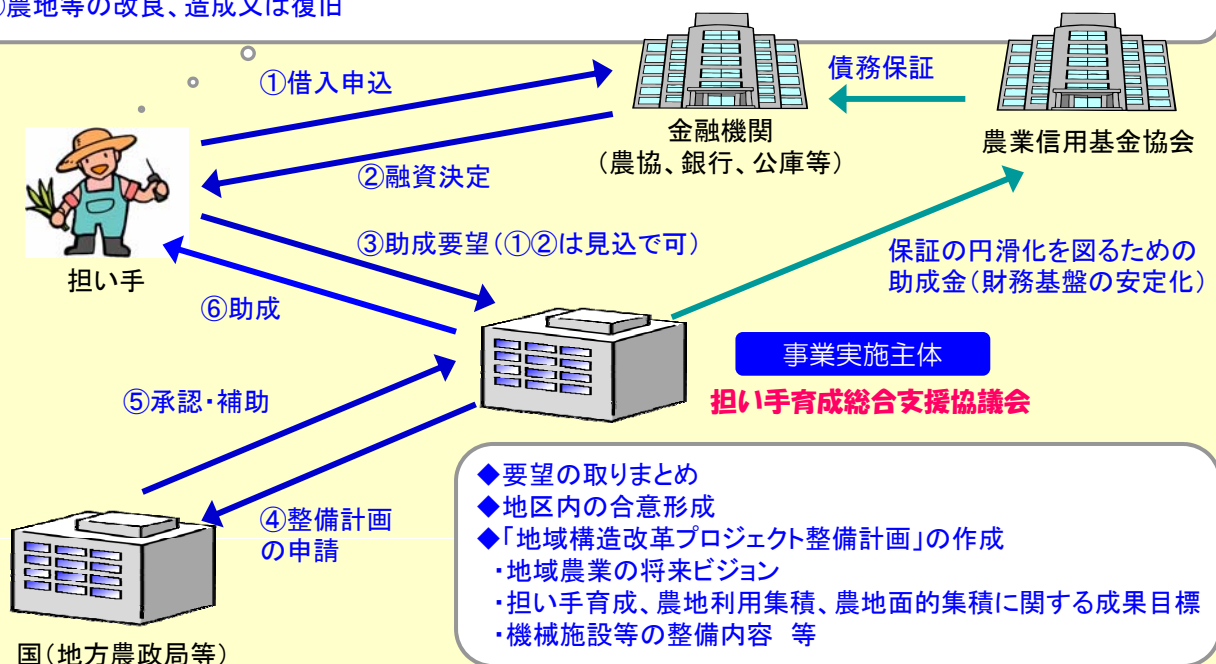
事業実施手続の流れ

事業の流れ	手続の流れ
1. 実施要綱・要領に基づく手続	
(1) 地域構造改革プロジェクト整備計画の承認 ※ 事業実施年度	
(2) 事業完了報告 ※ 事業実施年度の翌年度	
(3) 事業評価報告 ※ 事業実施年度の翌年度から目標年度の翌年度まで	
2. 補助金交付要綱に基づく手続	
(1) 補助金の割当内示	
(2) 補助金交付申請・交付決定	
(3) 補助金の交付 (概算払)	
(4) 補助金実績報告	

手続イメージ

経営改善・発展に向け、以下の設備投資を行う場合

- ① 農産物の生産、加工、流通、販売その他農業経営の改善に必要な施設や機械の改良、造成、復旧又は取得
- ② 農地等の改良、造成又は復旧



5. 一体的な支援措置

次に掲げる施策等との連携により、地域における経営構造改革の取組を総合的に支援します。

① 担い手アクションサポート事業

全国約1,000ヶ所の担い手育成総合支援協議会に、担い手支援のためのワンストップ窓口を設置し、経営相談・技術指導など、あらゆる担い手向けのサポート活動を一元的に実施します。

② 経営者組織連携研さん・高度経営支援事業

全国段階に民間企業等のノウハウを集結した経営支援体制を構築(国が公募により支援団体を選定)し、当該支援体制による民間企業等有する専門的かつ広範な企業の経営ノウハウを活用したコンサルティング等の経営支援を一体的に実施します。

支援を希望する場合は、地域構造改革プロジェクト整備計画に希望する支援内容を記載してください。

③ 農地情報共有化支援事業

農地情報の共有化を推進するため、地域担い手育成総合支援協議会が事業実施主体となり、市町村、農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区などが保有している農地の所有や利用などに関する情報を集約し、これらの機関が相互に活用できる農地情報データベースの整備を支援します。

なお、農地情報の共有化の取組は、農地の面的集積など各般の農業施策を推進する上での基盤となるものとして、全ての地域担い手育成総合支援協議会で取組を行っていただくこととしています。

6. 農地の面的集積を進めるための施策

農地の面的集積を進めるため、本事業(面的集積型)と連携して次に掲げる施策を実施しています。

① 農地確保・利用支援事業

農地を確保し最大限利用するため、地域の農地の受け手の状況に応じて、特定農業法人等による耕作放棄地等の引き受け、市町村農地保有合理化法人等による農地の保全管理、委任・代理等の方式で農地を面的に集積していく実証的な取組地域に対して支援を行います。

具体的には、都道府県担い手育成総合支援協議会に基金を造成し、地域の農地の受け手の状況に応じて市町村段階で行われる取組を支援します。

【補助率: 定額】

【事業実施主体: 都道府県担い手育成総合支援協議会、(社)全国農地保有合理化協会】

② 農地確保・利用推進体制支援事業

面的にまとまった形で農地を配分する仕組みを実証的に行う際に必要となる経費への支援を行います。

【補助率: 1/2、定額】

【事業実施主体: 都道府県、農業協同組合、市町村公社、地域担い手育成総合支援協議会等】

7. お問い合わせ先

実験事業の詳細については、下記までお気軽にお問い合わせ下さい。

〔地方農政局等〕

東北農政局 生産経営流通部構造改善課 022-263-1111(内線 4084)
〔管轄:青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県〕

関東農政局 生産経営流通部構造改善課 048-600-0600(内線 3386)
〔管轄:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県〕

北陸農政局 生産経営流通部構造改善課 076-263-2161(内線 3380)
〔管轄:新潟県、富山県、石川県、福井県〕

東海農政局 生産経営流通部構造改善課 052-201-7271(内線 2456)
〔管轄:岐阜県、愛知県、三重県〕

近畿農政局 生産経営流通部構造改善課 075-451-9161(内線 2363)
〔管轄:滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県〕

中国四国農政局 生産経営流通部構造改善課 086-224-4511(内線 2496)
〔管轄:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県〕

九州農政局 生産経営流通部構造改善課 096-353-3561(内線 4268)
〔管轄:福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県〕

沖縄総合事務局 農林水産部経営課地域づくり推進室
098-866-0031(内線 83294)
〔管轄:沖縄県〕

〔農林水産本省〕

経営局構造改善課経営構造対策室 03-6744-2148(直通)
〔管轄:北海道〕